

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(総論)</p>	<p>(3) 随意契約における競争性の確保について(意見)</p> <p>随意契約の業者選定において代替が不可能とする理由が不十分なものがあつた。</p> <p>また、機械警備業務に関する契約で、単年度契約としては随意契約の理由としてもやむを得ないような契約であっても、複数年契約を前提とした場合には、一般競争入札が有利になるような場合も考えられる。</p> <p>外部委託契約の業者選定方法はあくまで一般競争入札が原則であり、可能な限り厳格に判断し、公正性と機会均等性、競争による利益の確保が最もできる一般競争入札による委託契約をするよう、より一層の検討努力が必要である。</p>	<p>随意契約は例外的な契約方法であることから、特に一者随意契約となる場合は、他に代替しうる者がいないと判断する具体的な根拠を示すことを徹底するため、「随意契約事前チェックリスト」の様式を改正し、平成31年3月29日付けで庁内に通知した。</p> <p>機械警備業務に関する長期継続契約の期間(2年)の延長については、耐用年数等の機器面だけでなく、事業者における人員確保的な側面も考慮する必要があることから、他府県の状況や事業者の状況など引き続き研究していく。</p>
	<p>(4) 各部局及び県庁横断的な委託契約の検証について(意見)</p> <p>同種の業務でありながら部局によって一般競争入札によっている契約もあれば随意契約を締結している契約もあり、契約方法の選択にばらつきがある。</p> <p>委託業務について、「同種の業務について全部局においてどのような契約方法を選択しているか、またどの契約方法が望ましいのか」などのテーマを設定し、部局横断的に検討すべきである。</p> <p>各部局内での契約事務を強化するとともに、県における契約事務の統一的な取り扱いがおこなわれるようにすべきである。</p>	<p>「随意契約事前チェックリスト」の様式改正を庁内に通知し、随意契約の理由を明確に記載することを徹底した。また、本年4月に実施した財務会計研修会においても説明を行い、その徹底を図った。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（総論）	<p>(6)適切な再委託手続の実施について（指摘）</p> <p>個別事案において、県へ再委託の報告が全くなく、再委託の事実自体を把握していなかった事例など再委託に関する情報が一部しか把握できていない事例がみられた。</p> <p>再委託については、承認する際の報告内容や手続きを県として明確にし、すべての契約において適用することを徹底すべきである。また再委託を承諾する際には委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべきである。</p>	<p>監査での指摘を踏まえ、再委託にかかる規定を契約書に設けることや、受託者が再委託を行おうとする場合に徴すべき事項等の具体的な取扱いを示した通知を平成31年2月27日付けで行った。</p> <p>今後とも、会計書類回付時の審査・指導や会計実地検査、財務会計事務研修などを通じて、契約の適正な履行の確保に取り組む。</p>
	<p>(9)ライフサイクルコストを勘案した契約の相手方の選定について（意見）</p> <p>昇降機や空調設備等の機械装置や情報システム等、導入後に保守点検や運用保守が必要なものに係る委託料総額を削減するためには、機械装置の更新時や情報システム等の導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検や運用保守等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。</p> <p>長期継続契約や債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないか等、十分な検討が求められる。その際、県の条例で定められている現状の長期継続契約の期間の定めや契約の対象範囲についても、委託料削減の観点から、その妥当性を併せて検討していくべきである。</p>	<p>昇降機や空調設備等の機械装置については、建物施設と同時に整備されることが多いことなどから、他府県においてもライフサイクルコストを勘案した調達はまだ進んでいない。引き続き、他府県の動向について情報収集を行いながら、研究していく。</p> <p>なお、情報システムについては、ハードウェアの耐用年数を考慮しながら調達を行っており、その中でライフサイクルコストの要素を考慮している。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(137) グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>契約の実績金額について、委託業者より経費実績書を入手しているが精緻な検証を実施していない。</p> <p>実績検証を適切に実施し、契約金額の妥当性を担保する必要がある。</p>	<p>平成29年度の委託料の精算から、実地に会計関係書類等を検査して確認することとした。</p>
	<p>(138) 財務会計システム地方公会計標準ソフトウェア対応改修業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>実績を検証する際、実際にかかった工数は確認しておらず、予定単価及び工数との比較検討がなされていなかった。</p> <p>実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であり、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>平成30年度の委託業務において、業務遂行に実際に要した工数の確認を行えるよう、成果物として実際に要した作業工数の確認ができる資料の提出を求めるよう仕様書を改めた。</p> <p>今後、積算を行う場合にも、業務の実績工数を参考にして行う。</p>